

同意書

◆以下の事項をよくお読みいただき、□にチェックをしてください。

1	医療的ケア児・障害児クラスの入園申請に当たり、江戸川区医療的ケア児保育事業実施要綱(以下「要綱」といいます。)第12条各号に定める「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに係る主治医意見書」及び「そのほか区長が必要と認める書類」を提出する必要があります(障害児クラスは該当書類)。 <ul style="list-style-type: none">内容について、主治医に直接意見、助言及び指導を受けることがあります。内容について、江戸川区関係部署、嘱託医、相談医、連携医療機関等と情報共有を行います。内容について、集団保育を行う上で必要な範囲で、他の在園児童や保護者との間で情報共有をする場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	児童の状況が変わった場合や年度が変わった際には、改めて「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに係る主治医意見書」及び「そのほか区長が必要と認める書類」の提出を求める事があります(障害児クラスは該当書類。私立園は園の求めによる)。	<input type="checkbox"/>
3	児童の状況が変わり、集団保育ができないと主治医、区が判断した場合や実施できない医療的ケアや障害対応が必要となった場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4	保育園では、要綱第12条各号に定める「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに係る主治医意見書」及び「そのほか区長が必要と認める書類」に基づき(障害児クラスは該当書類に基づき)医療的ケア、保育及び緊急時の対応を行います。指示されていない医療的ケア等は行えません(障害児は該当書類に基づく対応)。	<input type="checkbox"/>
5	登園前の健康観察、検温等を必ず行い、児童の体調を確認の上登園してください。少しでも通常の様子と異なっている場合は保育園の利用を控えてください。保育園での朝の視診において体調が悪いと園長(施設長)が判断した場合はお預かりできません。	<input type="checkbox"/>
6	保育園への送迎は必ず保護者(又はそれに代わる方で保育園にその旨をあらかじめ伝えてある方。以下同じ。)が行い、児童の様子を保育士及び保健師又は看護師に伝えてください。	<input type="checkbox"/>
7	保護者は、保育園からの連絡が常に取りれる状態にしてください。通常の勤務先とは違う場所で仕事などをされる場合は、必ず保育園にお知らせください。児童の体調の変化等による迎えの要請をした際は、速やかに迎えに来てください。	<input type="checkbox"/>
8	集団保育では、感染症にかかるリスクが高くなる場合があります。在籍園に通う児童が一定数以上感染症にかかった場合は情報提供を行いますので、その上で利用の判断を行ってください。また園長(施設長)がお預かりできないと判断した場合は登園できません。	<input type="checkbox"/>
9	災害等発生時は、可能な限り速やかに迎えをお願いします。また、災害時用に3日分の食事並びに医療的ケア児及び障害児の生活に必要な物及び薬等を用意してください。保育園でお預かりし、災害発生時に必要に応じて使用します。	<input type="checkbox"/>
10	医療的ケアの実施や障害児保育に必要な医療機器・用具、消耗品等については(私立園は園の求めにより)保護者の費用負担の上、用意してください。また、これらについて、点検及び整備をしてください。	<input type="checkbox"/>
11	主治医に対する診療報酬、文書料等は、保護者が負担します。	<input type="checkbox"/>
12	緊急時に医療機関を受診した際は、保護者の費用負担が発生する場合があります。	<input type="checkbox"/>
13	入園内定後の受診関係、園が求める各種書類の用意及び提出、医療的ケア実施や障害児保育計画など、区や私立園が願う各種事項に同意していただくとともに、円滑な保育の実施にご協力をいただきます。	<input type="checkbox"/>
14	その他、区立私立問わず保育園との間で取り決めた事項を遵守していただきます。	<input type="checkbox"/>

(宛先) 江戸川区長

以上に掲げる事項について、全て同意します。

年 月 日

保護者署名